

同志社女子大学栄光会会則

名 称	第 1 条	本会は同志社女子大学栄光会と称し、事務所を同志社女子大学内に置く。
目 的	第 2 条	本会は大学と家庭との連絡を密にし教育の実を向上させるほか、大学の教育事業を援助し教育環境の充実に寄与する。
事 業	第 3 条	本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 1. 大学と家庭との連絡を密にする行事 2. 大学の教育環境充実に対する援助 3. 教職員の研究・調査等に必要な援助 4. 学生及び学生の父母等の慶弔 5. 学生の福利厚生に関する援助 6. 学生の就職斡旋に必要な援助 7. その他目的を達成するため必要と認めた事項
組 織	第 4 条	本会は同志社女子大学在学生の全父母等を会員として組織する。
役 員	第 5 条	本会を運営するに必要な役員を次のとおり置く。 1. 役員の構成と選出 イ. 委 員 各学年より学科ごとに1名を選出し総会に於て承認を得る。 ロ. 会 長 委員の中より1名を互選し総会に於て承認を得る。 ハ. 副会長 委員の中より1名を互選し総会に於て承認を得る。 ニ. 監 事 委員の中より1名を互選し総会に於て承認を得る。 ホ. 顧 問 学長をもってこれに当てる。 ヘ. 参 与 会長が大学教職員の中より若干名を委嘱する。 上記役員をもって役員会を構成する。 2. 役員の任務 イ. 委 員 本会運営上の重要事項を審議し、併せて事業の推進を計る。 ロ. 会 長 本会を代表する。 ハ. 副会長 会長を補佐する。 ニ. 監 事 本会の会計監査を担当する。 ホ. 顧 問 本会の諮問に応じ重要事項に関与する。 ヘ. 参 与 本会の運営に協力する。 3. 役員の任期 委員の任期は各学科の修業年限（但し、薬学部医療薬学科は4ヵ年）とし、会長・副会長・監事の任期は1ヵ年とする。
会 議	第 6 条	1. 総 会 本会の定期総会は毎年1回6月末日までに開催するほか、必要に応じて臨時に開催することができる。 2. 総会の審議 本会の定期総会に於て庶務・会計の報告、事業計画・予算の審議、役員の承認、会則の改正、その他必要な事項を審議し決定する。 3. 役 員 会 本会の役員会は会長の招集によって必要な事項を協議し執行する。
経 費	第 7 条	本会の経費は会費・寄付金およびその他の収入をもって充当する。
会 費	第 8 条	本会の会費は年額8,000円とし、新入会員は別に入会金として2,000円を納入する。
会計年度	第 9 条	本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
事務細則	第 10 条	本会の事務処理に必要な細則は別に定める。
附 則		本会則は2025年4月1日より施行する。